

令和 2 年第 4 回

各務原市議会臨時会議案

令和 2 年 7 月 22 日

目 次

議第 5 7 号	令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議第 5 8 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 5 9 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 6 0 号	工事請負契約の締結について（各務原市新庁舎建設工事（Z E B 化設備））	5 頁
議第 6 1 号	財産の取得について（小中学校情報機器）	7 頁

議第58号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年7月22日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

準保護世帯福祉医療費助成に関する条例の廃止に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例（昭和53年条例第10号）による」を「各務原市福祉医療費助成に関する条例による準保護世帯構成員に対する」に改める。

別表第2の6の項及び23の項中「各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例による」を「各務原市福祉医療費助成に関する条例による準保護世帯構成員に対する」に改める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

議第59号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年7月22日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

準保護世帯福祉医療費助成に関する条例の廃止に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成28年条例第46号）
の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 当該世帯の収入の額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.3倍までである世帯のうち、各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号）第2条第1項第5号アからウまでのいずれかに規定する世帯

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

議第60号

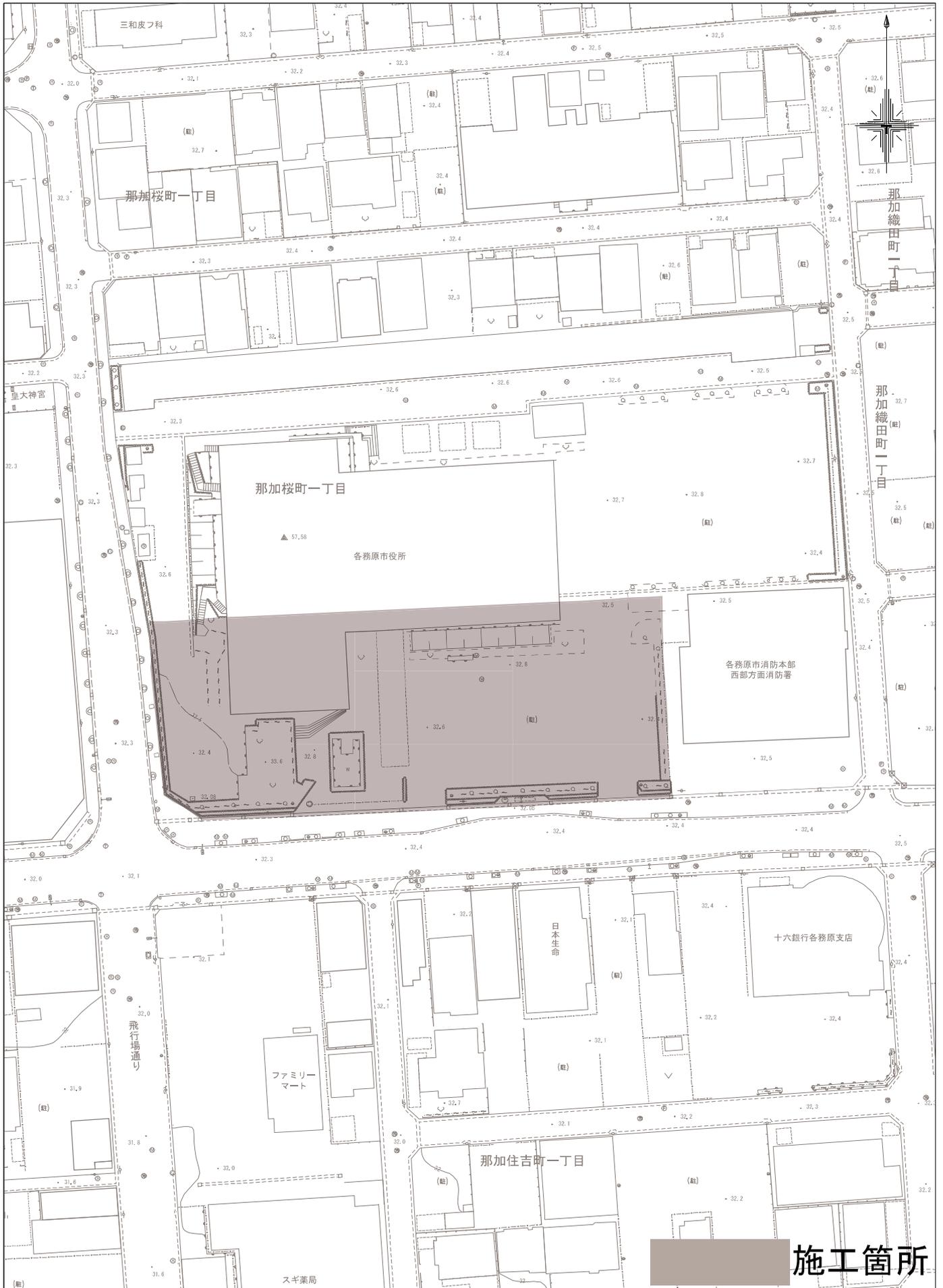
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年7月22日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 各務原市新庁舎建設工事（ZEB化設備） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 709,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市鵜沼川崎町1丁目9番地
川崎・丸共特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市鵜沼川崎町1丁目9番地
川崎設備工業株式会社 各務原営業所
所長 山内新一
構成員 各務原市那加前洞新町4丁目89番地
丸共管工株式会社
代表取締役 安藤猛 |



施工箇所

議第61号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年7月22日提出

各務原市長 浅野 健 司

1 取得する物件

小中学校情報機器

(内訳)

品 名	数 量
タブレット端末	12,727台
管理用パソコン	25台
その他周辺機器	一式

2 取得の方法

一般競争入札

3 取得の価格

516,120,000円

4 取得の相手方

愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号

株式会社大塚商会 中部支店

支店長 猪 岡 義 昭

